

文例（祭祀主宰者の指定）

第〇条 遺言者は、祭祀主宰者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

祭祀主宰者の指定は、生前行為でもできますが、遺言によってもできます。

祭祀財産（系譜や祭具・墳墓など）はその性質上共同相続や遺産分割に適さないため、被相続人の「相続財産」とは区別され、通常の相続と異なる方法で承継されます。遺言者が祭祀財産を承継する祭祀主宰者を遺言で指定していれば、この指定が優先します。指定がなく、また定まらないときは家庭裁判所が承継者を定めます。

なお主宰者に指定された者は、承継を放棄したり、辞退したりすることはできません。しかし祭祀財産を承継したからといって、祭祀義務を負うわけではありません。